

社会福祉法人 愛知県共同募金会共同募金委員会会則準則

(会則)

第1条 社会福祉法人愛知県共同募金会共同募金委員会設置規程第13条の規定に基づき、〇〇(市区町村)共同募金委員会(以下「この会」と言う。)の会則を、次のとおり定める。

(目的及び事業)

第2条 この会は、共同募金運動の目的達成のために、社会福祉法人愛知県共同募金会(以下「県共募」という)の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し、次の事業を行う。

- (1) 区域内における共同募金活動の実施
- (2) 区域内における共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 区域内における民間地域福祉に係わる資金需要の把握及び配分計画案の策定等配分調整の実施
- (5) 区域内における社会福祉協議会及び受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応
- (6) 歳末たすけあい運動の推進
- (7) 関係組織との連絡調整
- (8) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

(名称)

第3条 この会は、〇〇共同募金委員会と称する。

(事務所の所在地)

第4条 この会の事務所を〇〇〇〇〇〇に置く。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

理 事 〇名

監 事 〇名

(代表者)

第6条 この会に会長1名及び副会長〇名を置く。

- 2 会長は、この会を代表して会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、この会の理事会において選任する。
- 5 会長及び副会長は、理事として、その定数に含まれるものとする。

(理事)

第7条 理事は、理事会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

- 2 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 理事の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第8条 この会則において別に定める事項のほか、つぎの事項は理事会に附議しなければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の改正
- 2 理事会は、会長が招集して、その議長となる。
 - 3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。
 - 4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事)

第9条 監事は、この会の業務及び財務を監査して評議員会に報告する。

- 2 監事の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 監事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。
- 4 補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第10条 この会に、評議員〇名を置く。

- 2 評議員は、評議員会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を議決する。
- 3 評議員は、当該区域の民意を公正に代表する者で、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 評議員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第11条 この会則において別に定める事項のほか、つぎの事項は評議員会に附議しなければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算

(3) 会則の改正

(4) その他、会長が必要と認める事項

2 評議員会は、会長が招集して、その議長となる。

3 評議員会に、必要に応じて小委員会を設けることができる。

4 第8条第3項及び第4項の規定は、評議員会に準用する。

(専門委員会)

第12条 この会に、第2条に定める目的を達成するために専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会計)

第13条 この会の会計規程については、別に定める。

(経費)

第14条 この会の経費は、県共募からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(住民参加)

第15条 この会は、住民参加による会務の運営を行うため、役員及び各委員を地域住民から公募することができる。

(事務局)

第16条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

(評議員についての準用)

第17条 評議員を設置しない場合には、第7条(理事)及び第9条(監事)の規定において「評議員会」を「理事会」と読み替えるものとする。

(運営委員についての準用)

第18条 役員を運営委員とする場合には、「理事」「評議員」または「理事会」「評議員会」を「運営委員」または「運営委員会」と読み替えるものとする。

附則

施行期日

この会則は、昭和56年4月1日から実施する。

1 社会福祉法人 愛知県共同募金会支会・分会会則準則は廃止する。

(昭和56年4月1日実施)

(附則)

この会則は、平成16年7月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。